

飯山満・七林地区 住居表示整備事業制度説明会

船橋市 自治振興課

令和8年6月作成

目次

1. 住居表示概要

2. 飯山満・七林地区住居表示整備事業

3. 住所変更手続き

住居表示概要（住所について）

【昔から使われている住所】

- ①船橋市金堀町 5 2 5 番地（ふなばしアンデルセン公園）
→土地の番号（地番）を住所として使用



住所の順番がバラバラで分かりにくい

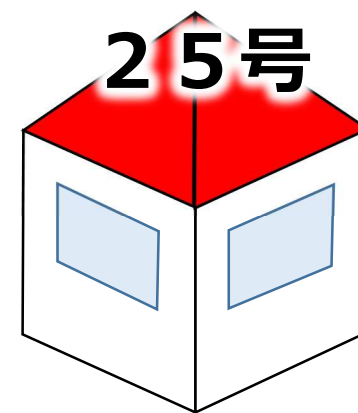
5 2 5
番地

【新しく変更された住所】

- ②船橋市湊町 2 丁目 1 0 番 2 5 号（船橋市役所）
→建物に対して順序良く並んだ番号をつける



住所が順序良く並んでいるため分かりやすい



住居表示概要（住所について）

①のような土地の番号を使っているため、
建物の場所が分かりにくくなっている住所を、
②のような順序良く並んだ住所に変更する事業が

住居表示整備事業です。

住居表示概要（住居表示とは）

住所と建物の場所の関係をわかりやすくするための制度です。

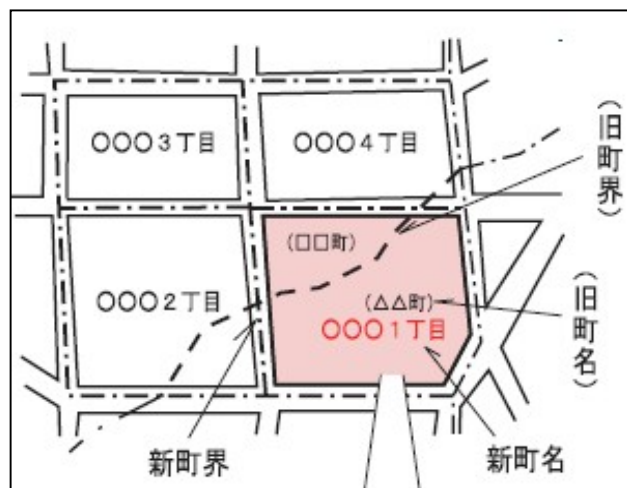
町の区域をいくつかのまとまり（街区）に分け、それぞれの街区の中の建物に、順序よく番号（住居番号）を付けます。

日本では当初、「建物の敷地の地番」を基に住所を決めていました。

ところが、「建物の敷地の地番」の数字は、建物にそって順序よく並んでいないことがあるため、住所から建物が探しにくいという不便さが多くの方々の間で生じるといった問題が出てきました。

こうした問題を解消するために、「住居表示に関する法律」に基づき、船橋市でも、一定の要件を満たす地域において、住居表示を実施しております。

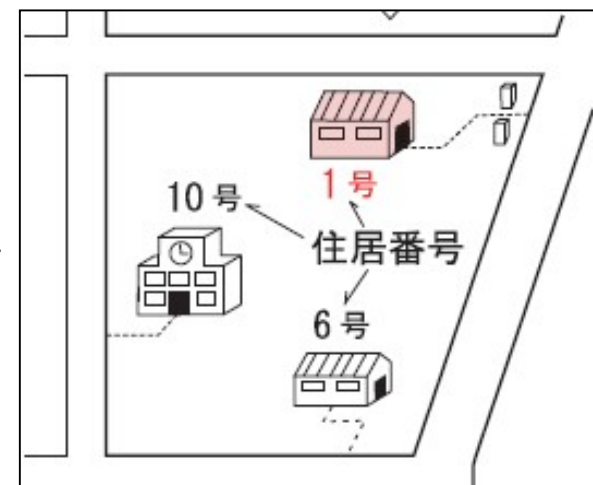
①町の形、町名が変わります。



②町の中を区分けします。



③順序良く並んだ住所を付けます。



住居表示概要（船橋市の住居表示実施状況について）

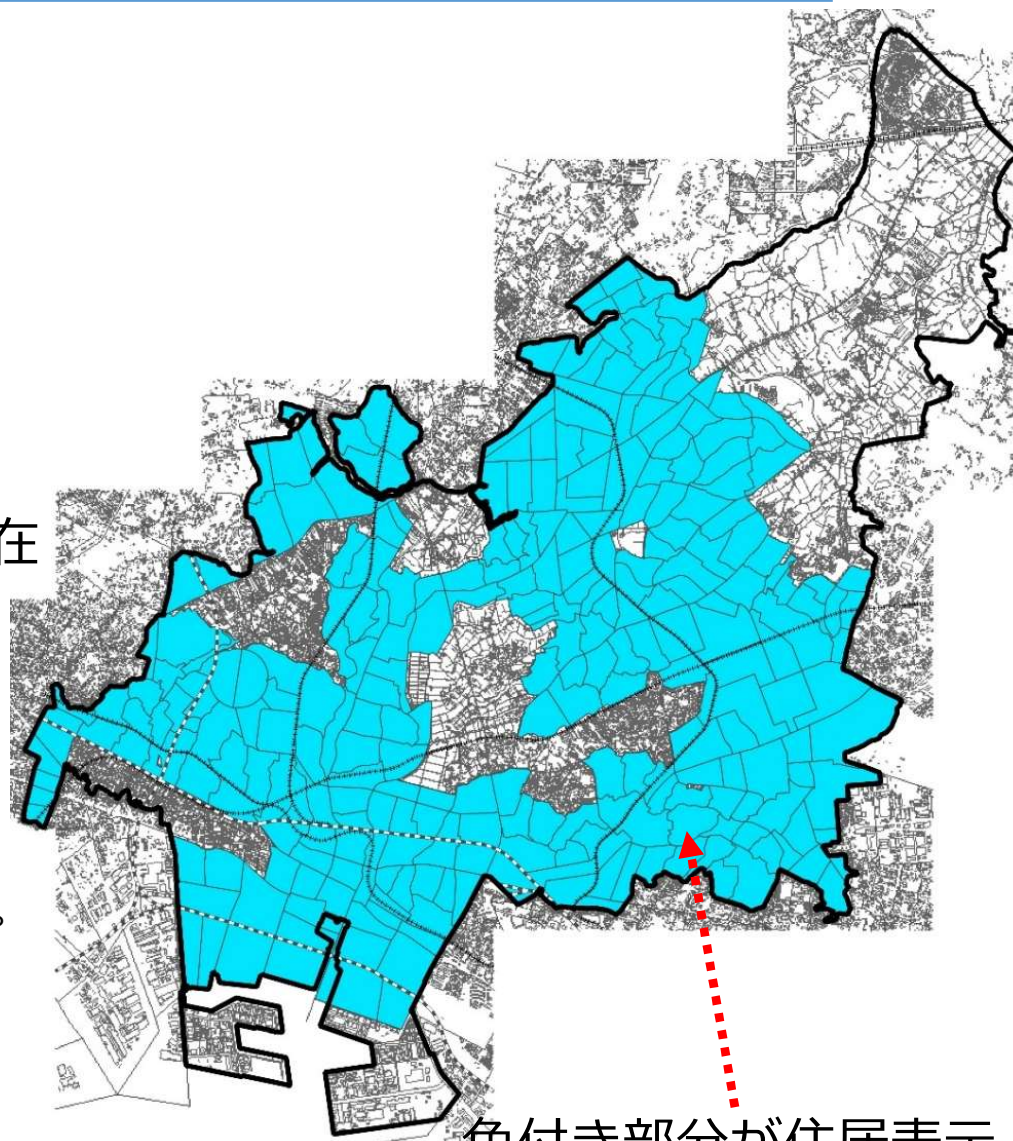
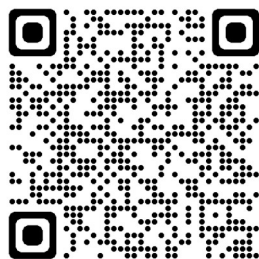
船橋市の約 66 %の地域が
住居表示**実施済**の地域となっています。

船橋市民の約 85 %が
住居表示**実施済**の地域に住んでいます。

※令和 8 年 1 月 1 日現在

船橋市内の住居表示実施状況の詳細については、
船橋市HP「過去の住居表示による住所の変更一覧」
をご確認ください。

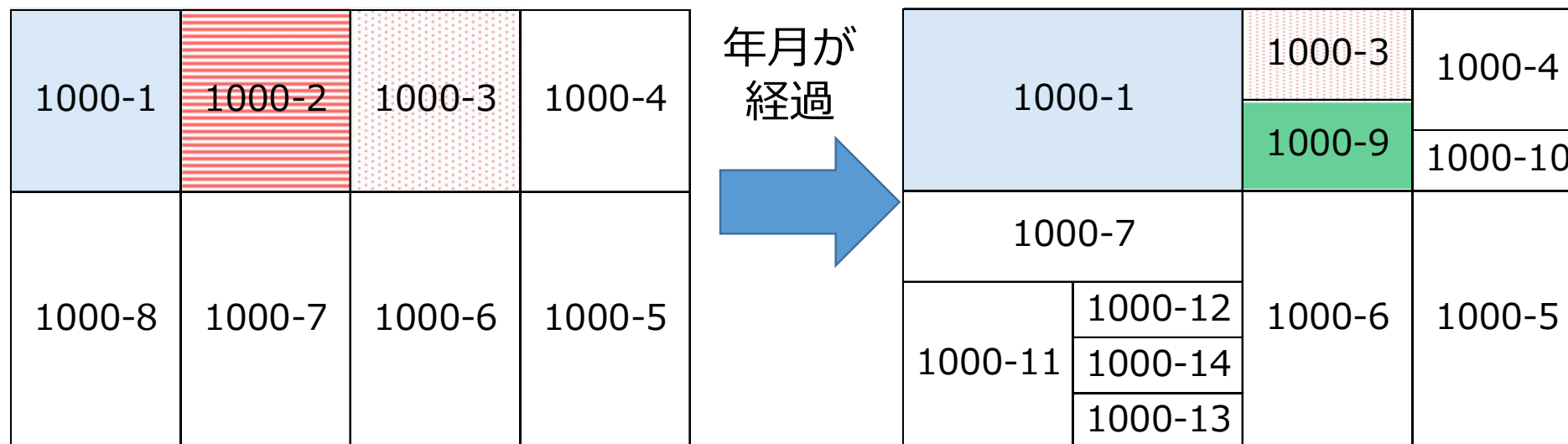
該当ページについては、HP内でキーワード検索して
いただくか、二次元コードよりアクセスしてください。



色付き部分が住居表示
実施済地域です。

住居表示概要（地番の住所について）

なぜ土地の番号（地番）を住所として使っていると住所の並びがバラバラで分かり辛いのか？



売買や相続等を経て、土地が合体したり（合筆）、分かれたり（分筆）し、右の図のように土地の形が変わっていきます。

合筆をする際は、原則として、合筆前の若い番号が残る

「1000-1」と「1000-2」が合筆 ⇒ 「1000-2」欠番

分筆をする際は、これまで存在した一番大きい番号の次の番号をつける

「1000-3」が分筆 ⇒ 「1000-8」の次の番号「1000-9」

⇒合筆、分筆により地番の並びがバラバラになってしまう

住居表示概要（表し方について） ※記載した住所、地番等はイメージです

① 住所の表し方

実施前

船橋市

飯山満町 3 丁目

7 8 4 番地 9 0

現 町 名

地 番

実施後

船橋市

飯山満東 1 丁目

1 1 番

1 0 号

新 町 名

街区符号

住居番号

丁目は 1 桁

2 桁まで

2 桁まで

② 本籍（番地）や土地（番）の表し方 ⇒ **町名だけ**が変わります

実施前

船橋市

飯山満町 3 丁目

7 8 4 番地(番) 9 0

現 町 名

地 番

実施後

船橋市

飯山満東 1 丁目

7 8 4 番地(番) 9 0

新 町 名

地 番

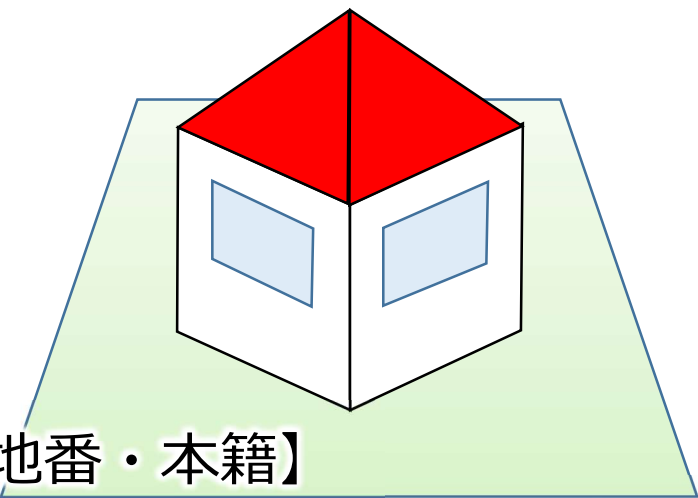
住居表示概要（住所と地番について）

住居表示実施前

地番を住所として使用する。

【住所】

飯山満町 3 丁目 7 8 4 番地 9 0

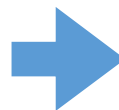


【地番・本籍】

飯山満町 3 丁目 7 8 4 番 9 0

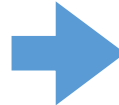
地番 = 住所

変更



町名のみ

変更

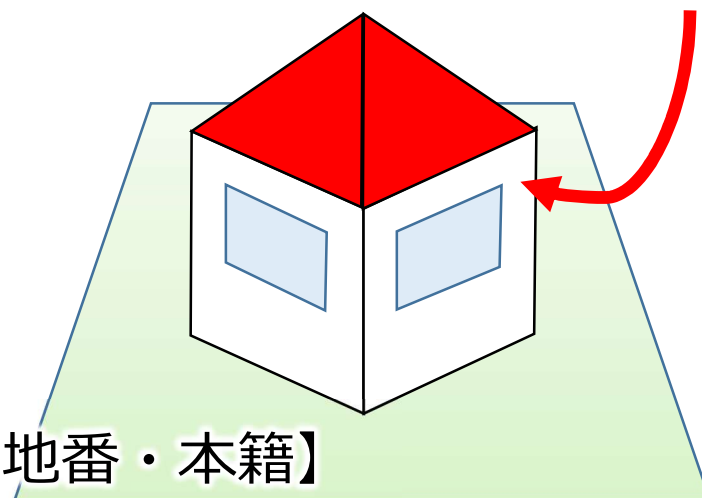


住居表示実施後

建物に対して、
順序良く並んだ番号を付ける。

【住所】

飯山満東 1 丁目 1 1 番 1 0 号



【地番・本籍】

飯山満東 1 丁目 7 8 4 番 9 0

地番 ≠ 住所

住居表示概要（表示板について）

街区表示板



町名と街区符号を表示します。
街区ごとに数か所、電柱に設置します。

住居番号表示板



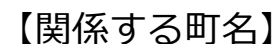
街区符号 住居番号

各建物の住所を表示します。
建物の入口に設置します。

**現地に街区表示板や住居番号表示板が設置されるため、
緊急時に通報する際の手助けにもなります。**

本市では、二宮・飯山満地区町会連合会から飯山満地区の住居表示実施要望を頂き、また、飯山満地区土地区画整理事業区域の道路形状がはっきりしてきたことから、同地区及び隣接する地区の住居表示整備事業実施について、関係する町会・自治会の代表者にお集まり頂き「住居表示整備事業代表者会議」の中で同事業実施について協議をしてまいりました。

※赤線で囲まれた水色の範囲が
実施予定地域です。



芝山1丁目・3丁目

※飯山満町1丁目・3丁目、滝台町のうち水色になっていない部分は住居表示を実施しません。

関係する町名

「飯山満町1～3丁目」
「満町」
「七林町」
「習志野台4丁目」（住居表示未実施）
「芝山1丁目」「芝山3丁目」

※赤線で囲まれた水色の部分が実施予定範囲
(町名)が変更前の町名、赤文字が変更後の町名



飯山満・七林地区住居表示整備事業（スケジュール）

R8年9月頃
住居表示審議会



R8年10月頃
町名・町割り(案)
の公示



R9年～R10年
現地調査



実施の1～2か月前頃
住居番号の決定

住居番号決定通知書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつきましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏名、名称又は施設の名	
世帯の構成員	

住居 階級 の番号	の表示	
	実施前	実施後

住居表示の実施期日 平成 23 年 1 月 3 1 日

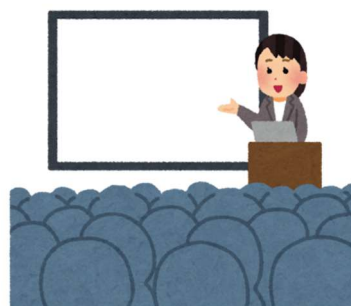
平成 年 月 日

総務市長 ○ ○ ○ ○

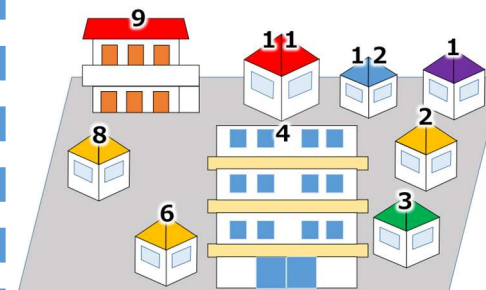
* この通知書は、住居表示実施期日以降、住居表示変更証明書としてご利用いただけます。



実施の1～2か月前頃
手続きの説明会



R10年10月頃
住居表示実施



住所変更手続きについて（概要）

住居表示が実施されると、住民の皆様は住所変更の手続きや知人への周知が必要となります。

実施後に手続きが不要なもの、必要なものについてご説明いたします。

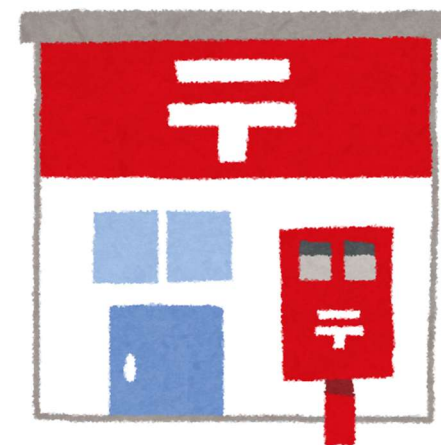
また、今回説明をする手続きについては令和8年4月時点での内容となりますので、今後変更になる可能性があります。

住居表示実施後の郵便物について（郵便局）

郵便局への住所変更手続きは不要です。

また、旧住所の郵便物についても住居表示実施時の資料などにより把握できる限り配達されます。

ただし、順次、関係する機関・事業者等へ新しい住所への切り替え手続きをお願いいたします。

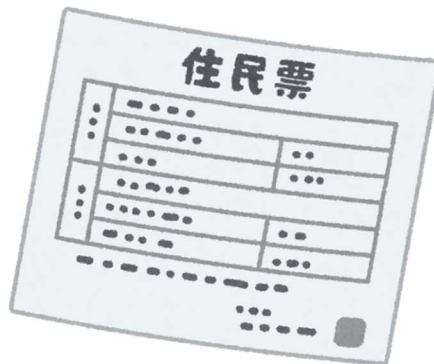


住所変更手続きについて（個人）

※法人等の手続きを除く

原則手続きが不要なもの・旧住所のまま使用できるもの（市役所）

- 住民基本台帳（住民票）
- 印鑑登録原票（印鑑登録証明書）
- 戸籍簿、戸籍の附票
- 国民健康保険資格確認書及び資格情報通知書
- 後期高齢者医療資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車
- 子ども医療費助成受給券



原則手続きが不要なもの（市役所以外）

○国民年金

○厚生年金

○パスポート

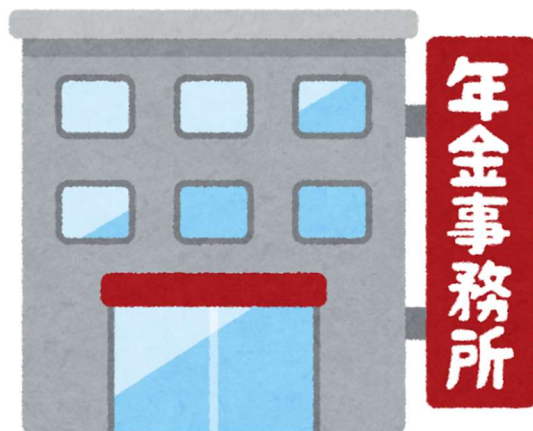
○NHK

○NTT（固定電話・フレッツ光）

○水道

○電気

○ガス（京葉ガス）



手続きが必要なもの（市役所）

○マイナンバーカード

※その他にも手続きが必要となるものもありますが、対象者が限定されているため、個別にご案内する予定です



Q:住所変更をしていないマイナ保険証は利用できますか。

A:利用可能です。

なお、加入元の健康保険組合等への届出が必要な場合があります。

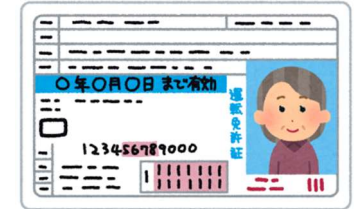
詳しくは加入元の健康保険組合などにお問い合わせください。

（国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続きは不要です）

主な手続きが必要なもの（市役所以外）

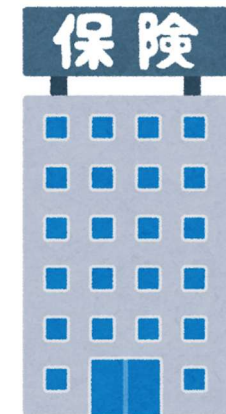
【特定の機関への手続き】

- （法務局）不動産登記簿の所有者・権利者住所
- （警察署）運転免許証
- （陸運局）自動車、オートバイ(126cc以上)
- （環境省）犬・猫の飼い主（マイクロチップ登録者）



【各事業者等への手続き】

- 健康保険（勤務先の健康保険の方）
- ガス（京葉ガス以外）
- 携帯電話
- インターネット（フレッツ光以外）
- 銀行、生命保険、クレジットカード
- 各種免許証、許可証
- 勤務先、学校（船橋市立以外の学校）



住所変更手続きが漏れてしまった場合のデメリットについて

住所変更手続きが漏れてしまったときのデメリットについて各関係機関・事業者等に聞き取りを行いました。

聞き取ったデメリットは「**郵便物が届かなくなった場合**」に発生するものでした。

しかし、旧住所の郵便物は住居表示実施時の資料などにより把握できる限り配達されるため、**確認した限りでは、直ちに問題が発生するというものではありませんでした。**

そのため、住居表示実施前の旧住所で郵便物が届いた際は、優先度に応じて少しずつ住所変更手続きを進めて頂ければと思います。

本日は、主に制度の概要についてご説明させて頂いております。

手続きの詳細については、住居表示実施（令和10年10月頃）の1～2か月前に「手続きのしおり」を皆様に配布いたします。

また、手続きに関する説明会も同時期に開催する予定です。

※本日は、説明の最後に、「補足資料」でお問合せの多い手続きについて補足の説明を行います。

法人等の住所変更手続きについて

※業種により手続きが異なるため、一部を例として記載しています。
手続きの届出先を（ ）で記載しておりますので、詳しくは
それぞれの届出先へご確認ください。

手続きが不要なもの

【全ての業種】

- （市役所）法人市民税所在地の変更

【一部の業種】

- （市役所）薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業の住所変更
- （市役所）食品営業施設の住所変更
- （市役所）理容所・美容所・クリーニング所・水道施設等の住所変更
- （市役所）動物取扱業の住所変更

手続きが必要なもの

【全ての業種】

- （法務局）法人の本店及び主たる事務所の表示変更登記
- （法務局）法人の役員の住所変更登記
- （警察署）安全運転管理者等の届出の住所変更
- （年金事務所）厚生年金適用事業所の所在地変更

【一部の業種】

- （市役所）診療所・歯科診療所・助産所・施術所の住所変更
- （市役所）居宅サービス事業者・介護保険施設・
障害福祉サービス事業者等の住所変更

市のサポートについて

○住居番号決定通知書

住所変更の諸手続きで証明書として使える通知書を、住居表示実施の1～2か月前頃に配布します。
また、枚数が不足する場合は無料で証明書を発行します。

住居番号決定通知書			
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。			
氏名、名称又は施設の名			
世帯の構成員			
住居施設の場所	実施前		
	実施後		
住居表示の実施期日		平成 23 年 1 月 31 日	
平成 年 月 日			
船橋市長 ○ ○ ○ ○			

* この通知書は、住居表示実施期日以降、住居表示変更証明書としてご利用いただけます。

住居表示変更証明書			
住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり住居表示の変更があったことを証明する。			
氏名、名称又は施設の名			
住所	実施前		
住所	の表示		
施設の場所	実施後		
住居表示の実施期日	年 月 日		
船橋市長 ○ ○ ○ ○			

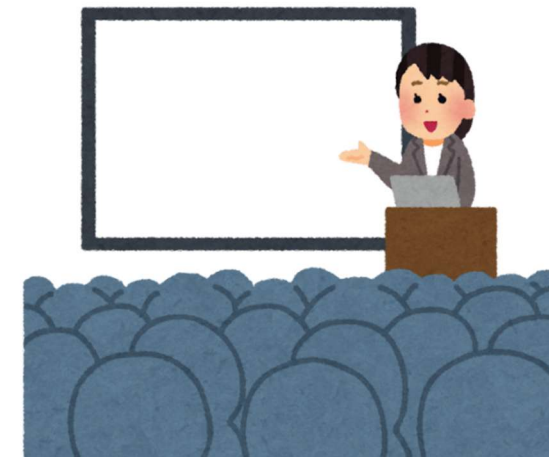
○手続きのしおり

住居表示実施に伴う住所変更手続き等の説明が記載された冊子を配布します。



○手続き説明会

主に手続きのしおりに記載された住所変更手続きについてご説明します。



新しいサポートについて

過去の住居表示では、「手続きのしおり」を配布し、住所変更手続きの詳細については、そちらをご確認頂く形となっておりました。

今回、事業の検討をするなかで「住所変更手続きへの不安」について、ご意見を頂いております。

そこで、従前の「手続きのしおり」などのサポート方法に加え、以下のような新たなサポート方法を実施する予定です。

○動画作成

住居表示の制度に関する説明動画、また、住所変更手続きに関する説明動画を作成し、掲載する予定です。

実際に開催する説明会の内容とほぼ同内容となりますので、説明会に参加することができない方も動画でご確認いただけます。

○コールセンター

皆様のお問い合わせに対応できるよう、コールセンターの設置を検討しています。

主に制度や住所変更手続きに関するお問い合わせを想定しています。

市の手続きについてのご説明だけでなく、民間企業等の手続きについても、代表的なところは、お問合せ先をご案内できるように準備したいと考えています。

郵便局のサポートについて

○住居表示のお知らせ用はがき

新しい住所を知人や取引先等にお知らせするためのはがきで、送料は無料です。新しい住所に変わる1～2か月前頃に1世帯または1事業所あたりはがき50枚と専用の封筒1枚が郵便局から配布される予定ですが、不足する場合は船橋東郵便局へご連絡ください。

※住所変更手続きには使用出来ません。

郵便はがき

通信事務郵便

郵便事業株式会社
船橋東支店

住居表示のお知らせ

様

2748799 <あなたの住所にも郵便番号を>

住居表示のお知らせ

平成22年2月1日(月)から住居表示が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

○実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず郵便番号及び新住所名をご記入ください。

○住所録をご訂正ください。

記

新住所

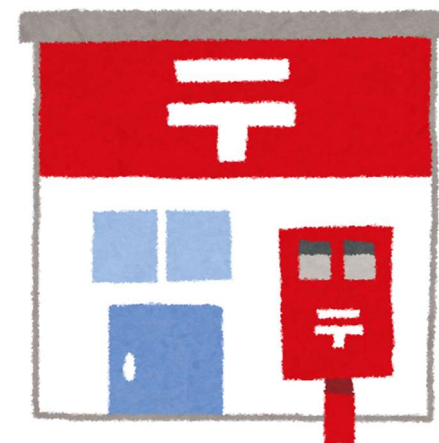
郵便番号 274-0000

千葉県船橋市 丁目 番号

(アパート・マンション名) 号室

ご氏名

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。)



問い合わせ先

船橋市

自治振興課住居表示係

整備事業担当

047-436-2024



※手続きの内容は現時点での情報です。今後変更となる可能性があります。

よくある質問

Q 住所はいつ変わるのか

A 令和10年10月頃を予定しています。

Q 郵便局はいつまで、旧住所で郵便物を届けてくれるのか

A 3年程度は旧住所でも配達されます。それ以降は、住居表示実施時の資料などにより把握できる範囲で配達して頂けると郵便局に確認しています。

Q 具体的な手続き方法等を知りたい

A 各手続きの具体的な内容については、住居表示実施の1～2か月前に手続きのしおりを配布いたします。また、同時期に手続きに関する説明会も開催する予定です。

Q 登記簿の住所変更手続きを行わないと罰則があるのか

A 住居表示による住所変更については過料の対象外です。また、住所変更手続きを行わなかったとしても、所有権が消失することはありません。

Q 運転免許証の住所や本籍の変更手続きはいつまでに行えばいいのか

A 明確な期限はありません。ご都合のつくタイミングで手続きをしてください。また、更新の際に併せて行っても問題ないと警察に確認しています。

Q マイナンバーカードの住所変更手続きはいつまでに行えばいいのか

A 明確な期限はありません。また、マイナ保険証やコンビニ交付サービスは引き続き利用可能です。（e-Taxは旧住所のままで利用できることを税務署に確認済みです）
なお、本人確認書類として利用する場合や署名用電子証明書のご利用予定がある場合はお早めに手続きをしてください。

Q マイナ保険証は旧住所のまま使用できるのか

A 利用可能です。
なお、加入元の健康保険組合等への届出が必要な場合があります。
詳しくは加入元の健康保険組合等にお問い合わせください。
（国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続きは不要です）

Q 民間企業の住所変更手続きはいつまでに行えばいいのか

A 銀行、生命保険、クレジットカード、携帯電話、インターネットなど、確認した範囲では明確な期限が定められたものではありませんでした。優先度の高いものから少しずつ手続きをしていただければと思います。

Q 住所変更手続きを忘れてしまったらどうなるのか

A 住居表示は住所の表記が変わるものであり、引っ越し等によって居所が移るものとは異なります。個人の場合、手続きを忘れてしまったとしても、ただちに支障が生じるものではありません。しばらくの間は、旧住所で郵便物が届くことになりますので、手続き漏れに気が付いた場合は、その時点で手続きをしていただければと思います。

お問い合わせの多い手続きについて（個人）

各手続きの具体的な内容については、住居表示実施の1～2か月前に「手続きのしおり」を配布します。また、同時期に手続きに関する説明会も開催する予定です。

ここでは、皆様からのお問合せが多い手続きについて、現時点での概要を記載しています。市役所が無料で発行する通知書等を使用すれば、**公的機関の手続きは原則無料**となります。

マイナンバーカード（市役所）

期 限	方 法	窓 口
なし	原則、 本人が窓口に来庁し、お手続きください	本庁舎 出張所 マイナンバーカード臨時交付会場 (本町4-41-19)

※住所変更していない場合でも、コンビニ交付サービスは利用可能です。

また、マイナ保険証も利用できますが、加入元の健康保険組合等へ届出が必要となる場合があります。（国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続きは不要です）

土地・建物等の住所変更登記（法務局）

期 限	方 法	窓 口
住所等の変更日から2年以内 ※ <u>住居表示実施に伴う住所変更については、過料の対象外</u>	窓口 郵送（書留等） オンライン	管轄の法務局 (船橋市内の土地・建物は船橋支局)

住所変更登記の義務化とともに、**かんたん・無料の申出**をすれば、その後は**法務局が職権で住所等の変更登記**をするサービス（**スマート変更登記**）も設けられました。

（スマート変更登記の詳細は法務局に確認中です。）

また、**住所変更登記が漏れてしまったとしても、所有権が消失してしまうことはない**と法務局に確認しています。

運転免許証（警察）

期 限	方 法	窓 口
実施後速やかに (ご都合のつくタイミング)	窓口	(千葉県内の) 警察署 運転免許センター

手続きの期限

Q:運転免許証の住所・本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか？

A:更新の際に行っていただいても問題ありません。

マイナ免許証のみお持ちの方

住所：住所変更ワンストップサービスをご利用し、住所情報の提供に同意している方は警察への**手続きは不要**です。

本籍：マイナポータルで変更の届出をしていただく場合、**書類の提出や来庁は不要**です。

マイナ免許証・従来の免許証の両方をお持ちの方（2枚持ち）

運転免許証の住所変更手続きには、変更後の住所が記載されたマイナンバーカードが必要です。

※マイナンバーカード券面の住所変更は、船橋市役所の手続きです